

災害に対する備えは 出来ていますか!?

6月に入り、本格的な梅雨と台風季節がやってきました。これからの季節は、大雨や長雨、台風による土砂災害などが心配されます。

本県は、台風銀座と呼ばれるように、ほぼ毎年台風が接近・上陸し、各地でがけ崩れや土石流など被害がでています。このような災害により、過去には財産だけでなく多くの尊い命も失われています。また、昨年も本町で多大な被害がでています。

過去の台風や災害の教訓を活かし、早めの対策と日頃の準備を整えてください。日頃から災害に対する準備をしましょう。

☆災害に備える

土砂災害の発生を早めに察知するため、日頃から危険箇所などを把握しておくことが重要です。

自宅周囲の急傾斜地や河川など災害発生が予想される場

所を把握しておきましょう。

また、家の周囲に普段と変わった現象（地割れなど）がないか、日頃から点検しましょう。

☆気象情報のチェック

大雨や台風などは、早めに情報を入手することによって、迅速な対策を講じることが出来ます。

テレビ・ラジオ等で常に新しい気象情報を入手するように心がけ、危険を感じたら早めに避難しましょう。

☆非常持ち出し品

停電などに備えるため、懐中電灯や携帯ラジオ、予備の電池を準備するほか、非難時にすぐ持ち出せるように非常食や水などをバッグに入れておくとう便利です。

また、保険証や貴重品等も保管場所を常に把握し、すぐ持ち出せるようにしておきましょう。

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

基礎調査の実施
都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定
《土砂災害のおそれがある区域》

土砂災害特別警戒区域
《建物破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域》

こんな場所が区域指定の対象となります。

- かけ崩れ**
雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象
- 土石流**
山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象
- 地滑り**
雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象

「土砂災害防止法」で区域に指定されると...

土砂災害警戒区域では...

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

さらに土砂災害特別警戒区域では...

建築物の構造規制

想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

建築物の移転

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。

- お問い合わせは
鹿児島県：県庁砂防課 土砂災害防止推進班
大隅地域振興局 建設部 河川港湾課
- 錦江町役場
本庁建設課
支所産業建設課

- 電話番号：099 (286) 3616
電話番号：0994-43-3121 (内線 529)
- 電話番号：0994-22-3033
電話番号：0994-25-2511

